

令和 6 年

議会運営委員会記録

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年11月18日（月曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時47分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議事課長補佐	平 川 一 朗
主 任	小 林 厳	主 任	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革についてです。

初めに、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、案件は項目19番、政務活動費についてです。

前回、11月7日の議会運営委員会において議論したところですが、本日は各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

休憩します。（午前 9時32分 休憩）

再開します。（午前 9時37分 再開）

それでは、各会派からの御意見を挙手の上、お願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 19番の政務活動費についてですけれども、様々な活動費の見直しについては人口比ですとか、そういったいろいろな条件をよく精査して検討していくべきだと思いますけれども、公明党会派としましては、増額をしていくべきではないかというふうに話をしました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 前回説明を受けたときには、金額の話もありましたけれども、そのほかの話もあったので、もともとこの政務活動費、その前は政務調査費で、もともとの経緯だとか、その辺も含めて、具体的に何をどう見直すか、見直さないか含めて、この場では具体的なものについて一つ一つできないので、改めて具体的にどうするのか、政務活動費、政務調査費のときも、ちょっと記憶が曖昧で申し訳ないんですけれども、税金がかからずもらって使えるということもあるので、その辺、使い方の在り方等も含めて検討していくという方向で考えております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私個人といたしましては、より使い方を考えながら増額していく方向性としては賛成でございます。ただ、一方で会派といたしましては、意見が分かれている状態であるということも申し添えておきます。

案分などの制約についても、こちらもどういった経緯で現状の案分になっているのかというところをいま一度精査する必要があるというふうに思っております。現行の法令にのっとる形のほうがよろしいのか、そこら辺も含めて調査研究が必要なのではないかと思っております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、政務活動費の見直しというところと案分などの制約、精査の緩和、これはマニュアルの見直しが必要なかなと思っています。

菅原委員の意見と一緒になんですけれども、その辺を今後検討していければということと、あと、政務活動費については個人で使える分と、あとはその都度会派で、今、個人的に会派でいろいろなことをやったときには案分しているんですけれども、その部分も会派として使えるようなところも一緒に見直しをしていければということと、あと増額についても検討する必要があるというふうな意見がありました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

松永委員。

○松永靖恵委員 提案会派として、皆様の御意見誠にありがとうございます。

確かに政務活動費の使い方の在り方、また、やはり議員1人1人がもらっている自治体もありながら、また会派で政務活動費をもらっている自治体もあるというところですので、その点に関しては、今後マニュアルを新たに見直していきながら、増額に幅もございますので、検討していければと思っています。

また、2番の案分の制約の件ですが、提案されたところから説明ありませんでしたが、やはり議会レポート等出されている議員の方たちの案分ですね、そういう点についてもこれから皆さんで考えていければと思っております。

○吉田武司委員長 各会派からの意見をまとめますと、政務活動費の増額について、あとマニュアルの見直しについて今後検討していくというところで一致しているかと思っているんですけれども、この政務活動費については見直しを含めてマニュアルなどを今後検討していくというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

案件は項目20番、議案審査についてです。

前回、11月7日の議会運営委員会において議論したところですが、本日は各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

それでは、各会派からの御意見を挙手の上、お願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 こちらの議案審査について、当事者の意見を聞く機会というのは大変重要だと公明党としても考えますので、ぜひこのようなヒアリングですとか、担当の委員会で設けていくということに賛成です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議案審査に当たって、当事者の意見を聞く機会というのはもちろん必要性が

あるのではないかと考えております。具体的な方法とか執行部とどのような調整をしていくかというところは、まだまだ議論の余地があるかと思いますので、そこは検討していく必要があるかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議案審査に限らず、関係者の方の意見を聞くというのは地方自治法だとか議会基本条例でもあるので、現在陳情については、陳情された方から意見を聞くということになっていますが、議案審査となると、どういった場合にどのように話を聞くのか、限られた会期内で、意見を聞きたいといっても日程調整だとかいろいろなものもありますし、どのような方に話をさせていただくのか、そういった点もあるので、具体的な細かい点については検討していく必要があるのかなと。

方向性としては、関係されている方から意見を聞いていくという方向で考えていったいいのではないかなと。ただ、個別具体的にどういうふうに運用するのかというのはきちんと詰めておく必要があるのかなというふうに考えております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、議案について当事者の意見を聞くというところが大変大事なことだと思っておりますけれども、ただ、今、菅原委員から発言がありましたが、どこの段階でどういうふうにその意見を聞く場を設けるかというところもしっかりと協議していないといけないし、委員会の中のどのタイミングでそういう意見が出るかというところもあるし、そこですぐに当事者の方を呼べるかどうかということもあるので、ここについては執行部との調整が結構必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、当事者の意見を聞くということはすごく大事なことで、それを優先して法令などのところもちょうとした整備をしていくのが必要かと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

松永委員。

○松永靖恵委員 提案会派として、議案審査の件では、以前、まさに重度心身障害者の手当を8,000円から5,000円に下げるところで、委員会の中で執行部の説明も聞いたんですが、やはりそういう障害を持つ保護者の方たちは一切そういう話を出されていなかったというところで、皆さんすごく不安になったと思うので、そのように、もう大きく関わるようなものに関してはぜひ、そういう当事者の団体をお呼びするかどうかというのを委員会の中で決めて、できれば告示日にそういう議案が出てきますので、調整できるものに関しては調整をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ちょっと漏れておりましたけれども、議案の中には関係団体あるいはそういったところからの代表も入って議案として出てくる場合もあるので、そういった点も含めて検討

しておく必要があるのではないかなと。

要は関係人が入って議案を提出、それで取りまとめて出している場合とかそういった場合については、やはり一度そういった手続を踏んでいるということを踏まえるのかどうか、そういったこともきちんと詰めておく必要があるのかなということで付け加えさせていただきます。

○吉田武司委員長 今、各会派から御意見がありました。当事者の意見を聞くのは大事だというところで皆さん一致していると思います。あとは今後これをどういうふうに進めていくかを執行部と調整していかないといけないと思いますので、今後、当事者の意見を聞くというところで進めていくことでよろしいでしょうか。

これはどういうふうになるか分からないですけども、こういう案件については早めに議案を出してもらおうとかそういうふうにして、なるべく当事者の意見を吸い上げて議論していくことが望ましいと思っていますので、今後そのように執行部と調整していきたいと思っています。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、議案審査については、今後執行部と調整をして、しっかりと当事者の意見を聞いていくというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

項目21番、ICT化についてと項目22番、反問権の付与について、提案会派から説明をお願いいたします。

まず、項目21番、ICT化について説明をいたします。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 21番のICT化について、緑風会としてはタブレットの導入、議案の電子化、ペーパーレス化というところで、これは、これまで議会としても執行部のほうに導入してくれというのをずっと要望していますので、もう実際に志木市議会では何年前から導入されていますので、ぜひこれを進めていただければというふうに思っております。

タブレットの導入とか議案の電子化によって、本当にペーパーレスになって、なかなか使い勝手が悪いところもあるかと思うんですけども、今後そういうのを進めていくべきだと思って提案をさせていただきました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 それぞれ個々人でタブレットを持っていますけれども、セキュリティーの関係だとか、ビジネスチャットツールも使用するようになりましたけれども、改めてその辺ペーパ

一レス化というか、予算書、決算書は相当、記録として永久保存するために紙媒体として残すというのは必要なんですけれども、各種いろいろな資料ですとか、そういったものについては極力電子化を図っていったもらいたいということでもあります。

それに当たっては、やはり議会としてＩＣＴ化、そういった電子化をどう進めるのかという計画をきちんと持って、段階を追って進めていくと。それをもって執行部側と予算の関係するところは調整を図っていくということが必要なのではないかとということで提案をさせていただきました。

○吉田武司委員長 以上で提案説明が終了しました。

次に、項目22番、反問権の付与について、提案会派から説明をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 議会でもいろいろなやり取りがあり、議会基本条例では、執行部側から質問を確認することができるということで、質問時間に含むのか含まないのかというようなこともありましたので、改めて各自治体の状況だとか、いわゆる一般質問のやり取り等で執行部側がやはり確認したいということもあるわけですし、特に法令とかに基づく細かい点について確認をしていきたいということもあるかと思いますので、改めてその辺を含めて検討していくということで提案をさせていただきました。

○吉田武司委員長 以上で提案説明が終了しました。

項目21番、ＩＣＴ化についてと項目22番、反問権の付与については、提案説明を受け、各会派に持ち帰っていただき、検討をお願いいたします。

この2項目については、12月19日に開催する議会運営委員会において質疑を行い、各会派から御意見を伺って協議することとしたいと思いますので、御検討、御準備のほどよろしく願いいたします。

議会改革については以上となります。

次に、その他として議長より報告があります。

安保議長。

○安保友博議長 それでは、報告いたします。

まず、会議録の差し込みの件についてと会議録の署名について、この2点、まず報告させていただきますが、3月定例会の会議録の署名人がまだ1名署名していない点と、あと、会議録の不足がありましたので、そこに市長の発言を差し込むということ、これについては調整ができましたので、会議録の差し込みについてはこの議会運営委員会が終了後、速やかに差し込みを行うということをまずは報告いたします。

それを前提として、署名を今していない議員におかれましては、署名をするという同意も得ておりますので、この議会運営委員会終了後、会議録の差し込みと署名については完了するというのを報告いたします。

次に、前回お配りいたしました市長専決の不承認に伴う措置の報告が議長報告のみであった

ことから、議長名で報告議案として定例会に上げるように要請したところ、それに対してしない旨の回答が得られたことについて、皆様に共有した上でお諮りしたところですので、それについてどのように対応するか、御意見を伺いたいと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 こちらの件に関して、他の自治体の事例を調べたところ、千葉県白子町、群馬県渋川市、沖縄県恩納村、その3つのいずれも報告議案として議会に正式に提出しているということがありました。

そして、これが地方自治法に基づく議会への正式な報告の方法であると公明党会派でも意見が一致しまして、議長のほうで市長に対して要望というか、示されたとおり、議案の提出をしていくべきではないかと考えます。

和光市においては、地方自治法第180条第2項に基づき、専決処分の報告についてを報告議案として速やかに正式に議会に提出すべきというところで、7月8日に議長に専決処分の不承認に伴う措置についてを提出しているところですが、この文書は単なる議長への報告であって、地方自治法に基づく議会への正式な報告ではないというふうに会派としても考えております。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 私たちやさしい未来へ歩む会としましても、和光市でも令和6年6月定例会に出されました和光市の図書館の女子トイレから漏れたという損害賠償額の決定につきましても、きちんと報告議案として議会のほうに提出されていますように、今回も先ほど公明党がおっしゃったように、7月8日に専決処分の不承認に伴う措置についてという報告はしていますが、単なる議長への報告であって、正式に地方自治法に基づく議会への議案として提出をするべきだと私たちも思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的に報告について、議長宛てというのは議長個人ではなくて議会宛てであるということと、もう一つは専決処分が不承認になった場合どういう対応をしたかというのは、できるだけ早く報告をするということが必要で、それに基づいて、前回だったか申し上げましたけれども、むしろそのほうが一般質問等で取り上げられやすいと。

もう一つは、報告に基づいて議会でするということになると、やはり通年議会であれば報告を受け、議会を開会し、議会を招集してもらって報告を受けて、議会で確認ができるということにもなるので、その辺も含めて検討していく必要があるのかなというふうに会派としては考えております。

基本的にほとんどの自治体では、6月定例会であれば7月早々ぐらいに議会宛てに報告をしている事例がほとんどであるということです。

だから、その辺を議会に報告ということであるならば、やはり通年議会との絡みも検討していったほうがいいのではないかという議論をしました。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派といたしましては、まず、基本的には地方自治法にのっとり運営が求められるというふうに考えております。

今回の議長宛てに、個人名において報告が行われたということをもって正式な報告とは、私は言えないのではないかと考えております。

ここら辺の解釈に余地はあるかとは思いますが、適切に法にのっとり行うのであれば、議会に報告して議案として上げるというのが正式な手続になるのではないかというふうに考えております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、このような報告というのは必要ではないかと思っていますところでは。

また、この6月定例会の議案第37号というのは、市長及び副市長の給与というところで、3月定例会のときにそのことの問題というのがかなりあったので、やはりこれは丁寧な説明というか、報告が必要だったのかなと思いますので、議長から市長に対して12月定例会に出していただくように要望をしたらいいのではという意見でした。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

今、専決の件について皆様から御意見をいただきました。皆様からの意見といたしましては、ほぼちゃんとした報告を出してほしいという意見なのかなと思います。

この報告について、市長から回答があったところなんですけれども、その回答に対して、またいま一度市長にこの専決に対する報告を議案で出してもらおうかどうしようかというところなんですけれども、これは、議長からまた要望を出してもらうことになるのかなというふうに思うんですが、皆さん、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 要望を出すという、幾つかの自治体ではそういうことをやっているということだけではなくて、やはり地方自治法第179条第4項という地方自治法上のことも執行部が触れているので、やはり要望するならばきちんとした根拠を持って要望する必要があるというふうに今の話を伺って考えました。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 事の本質について、1つ補足しますけれども、地方自治法にのっとり適法な正式な報告がなされているか、なされていないかという観点、実はそれほど重要ではないと私は考えています。

というのは、地方自治法上の規定では、議会に速やかに報告するということが書かれていないので。そのことをもって執行側が議会に対しては報告をしているという主張をしているわけなので、それに対して、いや、報告はしていないというふうに判断することは少し無理があ

るかもしれないと思っています。

ただし、今回の事案というのは、専決処分をまずしたこと、まず市長専決をするということ自体が重要なことであって、要するに議会の議決を経ないで市長が勝手に決めることなので、その市長専決をすることに対する重みを、まず市長には自覚をしていただかなければならないということ。

それと、それに基づく報告がなされ、それに対しての報告が不承認になったというその事実について、議会がどのように考えてそうしたのかということについて、十分な認識を持った上で今回報告をされているのかということ。

それから、そういう意味での報告の仕方が、議長だけに報告して、それが議会に対する報告なのでそれでいいんだというふうに判断すること、これは法律的にはクリアしているかもしれないけれども、それは議会に対する態度としてそれでいいのか、そういう問題意識。

それから、今回のその速やかに報告するということはもちろん重要であるものの、それに対して、今回議長報告だけで終わらせる場合、ほかの議員からもこれに対しての質疑は一切できない状態が今も続いています。

そうしたものを議会としてこれを許すのか、その観点から皆さんには判断していただきたいというふうに考えておりますので、その意味で適法にやっていると市は主張しているので、それ以上の報告を求めることができないということは、私はないと思ったので、皆様に意見を求めているところです。

また、この市側からの回答の中で、議会において議決すべき事件を議決しないときに該当するというふうに言っていますけれども、そもそもなぜそのような状態になったのかというところの分析と、それに対する考えが全く不十分であるというふうに私は考えています。

なので、その部分についてもしっかりと議論をしていく必要があるので、いま一度報告として上げていただいて、それについての質疑を行う必要があるというふうに思いますので、今回このように上げております。

ですので、法律的にクリアしているのでやりませんというのは、市側の対応として法律的には通っているかもしれないけれども、議会がそれを許すかということ、それを皆さんに判断していただきたいと思います。

議長だけでやると、既に議長だけの判断で議会の総意がないという、あり得ない回答をもう既に得ている状況がありますので、改めて皆様にそれを諮問するところです。改めてよろしくお願いします。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 オブザーバーではありますけれども、申し上げさせていただきます。

確かに市の回答を見ますと、地方自治法には報告の具体的な方法は定められていないとおっしゃっています。ですので、具体的な方法を定められていないのであれば、どのように運用していくかというのはそれぞれの自治体、議会に委ねられているという解釈ができると思います。

和光市の場合は、他自治体とはちょっと状況が違っているということが非常に大きな影響がありますので、やはりここはきちんと丁寧にプロセスを踏んでいただきたいと思います。議会にきちんと議案として報告をすることによって、議員が議長報告のみならず、議会として対応することができるということになりますので、そういった形が必要であるということ、議会が必要だということを示せば、やはりそこは対応していただきたいと思いますので、そういった形で議案として出していただきたいということで、申し上げること、それから、それをするに何か障害になるものがあるかといえば、全くないというふうに考えます。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時12分 休憩）

再開します。（午前10時14分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 認識の部分はいろいろあるかと思いますが、この専決処分の不承認に伴う措置というのは、議長がやられて、その後、議会運営委員会に報告があったということで、もうやったということなので、もう向こう側には渡されているわけで、その報告は受けました。

回答が今回来たということで、その後、さらにまた出してくださいとって、報告があれば一般質問でできるわけで、できないということではないわけで、やろうと思えば9月定例会でも、12月定例会でも当然できるわけで、その辺についてだけは触れさせていただきたいということと、このことのみで報告をこれから議会に提出するのか、それとも、今後ほかの報告についても提出するのか、そういったこともあるのではないかというふうに考えます。

背景はいろいろとあるということはお分かりと思いますが、報告についての扱いを今後どうするのかであるので、先ほども申し上げましたように通年議会と併せて検討していただきたいということをこちらとしては申し上げた次第です。

また、改めて要請をして、同様の回答が来た場合というのはどういうふうにされるのかということもあるのかなというふうにも思いました。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 今の菅原委員からの御指摘に対してなんですけれども、まず、前回までの議会運営委員会において、議長名で正式に要請を出したということの報告があって、それに対して皆様からそれを了承したという旨の内容を得ていると私は理解しております。

それに対して、今回、回答が来ているものに対して、皆様はこれで納得できますかということ、これを改めて伺っているところなので、それに納得できるということであればそれで構わないし、一般質問でやるからいいですよという話であればそれでいいと思います。

ただ、議会運営委員会として、執行部側の対応、議会に対する対応として、これをよしとするのかしないのか、その部分について、今回のことについてはまず議論をしていただいて、通年議会に伴って云々の話というのは、これは議会改革の話に絡んでくるので、それは今後こういうことがあったときにどうするかということはその後話せばいい話で、今回の報告に関して、現状では議長報告だけで終わっていますよというところをよしとするのかしないか、その個別

具体的な話として皆様から御意見をいただければと思いますし、議会運営委員会として方向性を決めていただければと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 よしとするかどうかというよりも、向こう側からこういう回答が来たということなので、今後どうするかということで、ならば、改めてちょっと会派で協議をさせていただきたい。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 改めてということですがけれども、前回趣旨を説明して、それで持ち帰っていただいて今回決めてほしいという話をしていると思うんですが、何を持ち帰って、何をお話されるんですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この報告を受けて、この報告の扱いなので、改めて向こう側に要請するということであるならば、先ほども申し上げたように、ちゃんとした根拠づけを持ってやっていただきたいということです。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前１０時２０分 休憩）

再開します。（午前１０時２１分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 先ほど伺ったんですがけれども、これと同様の回答ということもあるかないか分からないんですが、その場合、また改めて協議するという理解でよろしいんでしょうか。その辺についてもう一度お願いします。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 先ほどから申し上げますけれども、法律に適合していないので、それをしてほしいという内容では今回なくて、その判断については触れていません。その上で、議会として市側の対応がこれで納得できるものかそうじゃないのかというところ、その部分を問うているわけで、私個人としては納得できないので、このような形で先にやらせていただいて、皆様から承認を得た次第です。

それに対して、今回議会に対する対応が議会軽視ではないというふうに回答にも書いてありますけれども、明らかに議会軽視なので、それに対して、私は皆様にお伺いをして、この議会運営委員会の方向性として、今回の報告は不十分だということ、納得できないということ、それを私は思ったので、個人の独断ではなく議会運営委員会の皆様にお諮りしているというところで理解いただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 もともとこの専決処分の不承認に伴う措置については、議会側で協議することなく提出をして、事後の報告でこういうことではいかがですかと言われたという、それは事実なので、そういったことが今後ないようにしていただきたいということであるならば、これで再

度要請するという事で、うちのほうとしても会派に持ち帰って了解してもらうようにします。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 菅原委員も議長を2回経験されているので、お分かりだと思いますけれども、議長が何かするときに議会運営委員会に諮らなければいけないということはありません。その上で、今回執行部側からそういう態度を取られたので、改めて議会運営委員会に対してそういう話をしているだけであって、議長判断で勝手にやることは今後ないようにしていただきたいという、その指摘に対してはお答えできませんので、その旨お伝えしておきます。

○吉田武司委員長 それでは、いま一度議長のほうから、議会としてこの報告についてしっかりと丁寧な報告をしていただきたいという申入れをしてもらうということで皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、専決の件につきましては、議長からまた改めて12月定例会に提出していただきたいということを議会として要請をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、否決された議案の再提出について、議長、よろしくお願いします。

○安保友博議長 今回、11月11日付で、否決された議案の再提出についてということで、市民の方から議長宛てに書簡が提出されております。

内容については、今皆様に共有させていただきました。

その内容についてなんですけれども、これについてどのようにお答えするかということで、要約すれば、追認の否決があったけれども、会議不継続の原則から、次の定例会に再び議案として提出できるのではないかということについて、法律上の問題として議長の見解を御教授いただけないかということなので、これに対しての回答をすることになるんですけれども、これについても皆様がどうお考えになるかという御意見を伺いたいと思っております。

11月20日までに御教授いただければということで、あと2日しかない中での話なので、ちょっと時間的な余裕がないんですけれども、それについて皆様のお考えを伺いたいと思います。

その前提としてなんですが、今回この追認の不承認に対して、市側の弁護士資格を持つ職員からの回答として、追認の拒絶をしたものに対しては、その後改めて追認をすることができないという無権代理の法理を例に取って説明をし、再度の提出はできないというふうに回答を得ているわけなんですけれども、それ自体も法律論の話なので、かなり高度な話というか、法律に詳しい中での話をしないといけないので、なかなか難しいところなんですけれども、私個人としては、その無権代理の追認の件と今回の話というのは状況が全く違うし、民事の話でもないし、今回の話は行政行為の話なんで、そこに対して改めて検証を加える必要があるというふうに思っております。

なおかつ、議会がその追認をしなかったということに対して、無効な状態、要するに違法な状態が続いているということを市側が放置するということは、これはあり得ないことなので、

それに対してどういうふうに対処していくのかということについては、議会としてもしっかり見ていく必要があるというふうに思います。

なので、今回のことについてどのように対処していくべきなのか、本当に今共有したところかつ時間がない中ではあるんですけども、皆様の御意見をいただければと思います。

○吉田武司委員長 このことについて、皆様から御意見をお願いいたします。

休憩します。（午前10時28分 休憩）

再開します。（午前10時44分 再開）

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 こちらのいただいた文章の中には、法律上の問題として議長の見解を御教授いただけないでしょうかという文面がございますので、まず、その法律上の問題点等を議長のほうから見解等をお示するという形でいただければいいのかなというふうに、議長一任でよろしいのではないかと考えております。

○吉田武司委員長 今、鎌田委員から議長一任でいいのではということでお話をいただきました。皆さん、いかがでしょうか。議長一任でよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、否決された議案の再提出についてにつきましては、そのように決しました。

また、先ほどの会議録差し込みの件、会議録の署名については議長からの報告のとおりです。

次に、次回の会議等の予定を確認します。11月26日、火曜日、9時30分から議会運営委員会を開き、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会12月定例会の会期日程について、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてを議題とします。

御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時47分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司